

(写)

生食発0728第8号  
28水漁第631号  
平成28年7月28日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

水産庁長官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、その実施について御理解、御協力いただくとともに、貴管下関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

1. 電子メールによる衛生証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
2. その他所要の改正を行う。

(別添)

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)別紙「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要領」新旧対照表

新	旧
<p>(作成日)平成22年8月25日 (最終改正日)平成28年7月28日</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 最終加工施設等の登録手続 (略) (1)～(3) (略) (4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、<u>監視安全課及び施設登録担当部局に当該施設のベトナム政府による登録が完了した旨を連絡する。連絡を受けた監視安全課は都道府県等衛生部局に、施設登録担当部局は施設登録者にそれぞれその旨を連絡する。</u> なお、<u>加工流通課が水産庁のホームページ上で施設登録リストを公表することにより、その施設を登録施設として取り扱うものとする。</u> (5) (略)</p>	<p>(作成日)平成22年8月25日 (最終改正日)平成28年5月9日</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 最終加工施設等の登録手続 (略) (1)～(3) (略) (4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、<u>水産庁のホームページ上で施設登録リストを公表し、その時点をもって、その施設を登録施設として取り扱うものとする。</u> (5) (略)</p>

6. 登録施設の登録事項の変更

(1) (略)

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、5.(2)に準じて情報提供を行うとともに、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5.(3)及び(4)に準じて手続を行う。

7・8 (略)

9. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。）

(1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設（法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.(1)のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9（Iを英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

(略)

(2)～(5) (略)

6. 登録施設の登録事項の変更

(1) (略)

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5.(3)及び(4)に準じて手続を行う。

7・8 (略)

9. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。）

(1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設（法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4.(1)のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9（Iを英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、原則、衛生証明書発行希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに衛生証明書の発行を申請する。ただし、鮮魚の証明書発行申請日については、証明書発行機関の指示に従うこと。

(略)

(2)～(5) (略)

10・11（略）

（別添）

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

（1）輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

（2）一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

（3）輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合には、変更の届出は要しない。

2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証

10・11（略）

明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式 1)

年 月 日

(略)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

(略)

1. 加工施設等の名称、所在地及び法人番号

(日 本 語)

(英 語)

(法人番号)

2 ~ 4 (略)

(別紙様式 1)

年 月 日

(略)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

(略)

1. 加工施設等の名称及び所在地

(日 本 語)

(英 語)

2 ~ 4 (略)

(別紙様式 2) ~ (別紙様式 5) (略)

(別紙様式 6)

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿  
(略)

(別紙様式 7) ~ (別紙様式 11) (略)

(別紙様式 12)

年 月 日

都道府県

各保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿

特別区

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

(別紙様式 2) ~ (別紙様式 5) (略)

(別紙様式 6)

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

(別紙様式 7) ~ (別紙様式 11) (略)

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※ 上記担当者が、当該年度に係る衛生証明書の申請手  
続を行うものとする。

2. 輸出計画

<u>輸出年月</u>	<u>輸出先国・地域</u>	<u>輸出品目</u>	<u>輸出数重量</u>